

別 紙

『料金その他の支払方法』

株式会社コーアガス日本

別紙『料金その他の支払方法』は、株式会社コーアガス日本（以下「当社」といいます。）の**電気供給約款 23 料金その他の支払方法**にもとづき、当社の電気をご契約いただいているお客様向けに、料金その他の支払方法を定めたものです。

1 実施期日

別紙『料金その他の支払方法』は、平成 28 年 4 月 1 日から電気の供給を開始するお客様に適用します。

2 定義

電気供給約款に定義される言葉は、別紙『料金その他の支払方法』においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を当社の電気をご契約いただいているお客様に適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は次によります。
イ 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、当社が指定した金融機関といたします。この場合、当社所定の申込書または金融機関所定の申込書によりあらかじめ当社または金融機関に申し込んでいただきます。
また、料金の口座振替日は、当社が指定した日といたします。
ロ お客様が当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客様が料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
イ (1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたとき。
ロ (1)ロにより支払われる場合は、クレジット会社が当社に対する立替え払いを承認したとき。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) **電気供給約款 17 検針日**(6)の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (5) 当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期日ごとに支払っていただくことがあります。

4 別紙『料金その他の支払方法』の変更

当社は、別紙『料金その他の支払方法』を変更する場合には、**電気供給約款 2 供給約款の変更**を適用するものとし、「この供給約款」を「別紙『料金その他の支払方法』」と読み替えて適用します。